

(別添 5)

被保護者就労準備支援等事業実施要領

1 目的

被保護者就労準備支援事業（以下「本事業」という。）は、就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題を有する者など就労に向けた課題をより多く抱える被保護者に対し、就労支援にあわせて、就労意欲の喚起や一般就労に従事する準備としての日常生活習慣の改善を計画的かつ一貫して行う事業や農業体験や研修を通して就農（農業法人への就職や農産物の販売等を含む。）を含めた就労支援や社会参加促進を支援する事業、障害者等への就労支援のノウハウを持った支援者（以下「福祉専門職」という。）の知識や技術を活用し、より効果的な支援体制を構築する事業、被保護者就労準備支援推進員による広域実施の推進、地域住民等との関係が希薄なひきこもりや中高年齢者等に対して、訪問支援（アウトリーチ等）による個別支援や就労体験先を開拓・マッチングする取組を行う事業を実施し、就労への可能性を高めることなどを目的とする。

また、居住不安定者や無料低額宿泊所等の入居者に対して、転居先となる居宅の確保に関する支援、各種契約手続等に関する助言など居宅生活に移行するための支援、居宅生活移行後に安定した生活が営めるよう定着支援等の支援を実施することにより、利用者の居宅移行を促進することを目的とする。

さらに、家計に関する課題を抱える世帯や大学等への進学を検討している高校生等のいる被保護世帯に対する家計改善支援、生活保護関係職員の資質向上のための研修、個別支援プログラムを整備し実施する事業（被保護者就労支援事業、被保護者就労準備支援事業（一般事業、生活困窮者等の就農訓練事業及び福祉専門職との連携支援事業）、被保護者家計改善支援事業及び社会的な居場所づくり支援事業を除く。）を実施し、生活保護受給者の自立を支援するとともに、生活保護制度の適正な運営を確保することを目的とする。

2 事業の種類

本事業は、以下の事業を実施する。

- (1) 被保護者就労準備支援事業（一般事業、生活困窮者等の就農訓練事業及び福祉専門職との連携支援事業、被保護者就労準備支援推進員の配置、地域におけるアウトリーチ支援等推進事業）

ア 実施主体

実施主体は、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）とする。ただし、本事業を適切、公正、中立かつ効果的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人その他の都道府県等が適当と認める民間団体に本事業の事務の全部又は一部を委託することができる。

イ 対象者

就労意欲や生活能力・稼働能力が低いなど、就労に向けた課題をより多く抱える被保護者であって、日常生活習慣、基礎技能等を習得することにより就労が見込まれる者のうち、本事業への参加を希望する者（以下「対象者」という。）

ウ 実施内容

都道府県等が実施する場合も委託による場合も以下により実施することとする。なお、生活困窮者自立支援制度による就労準備支援事業が行われている場合は、地域の実情に応じて当該事業との一体的実施に努めること。

（ア）一般事業

a 日常生活自立に関する支援

適正な生活習慣の形成を促すため、うがい・手洗いや規則正しい起床・就寝、バランスのとれた食事の摂取、適切な身だしなみに関する助言、指導等を行う。

b 社会生活自立に関する支援

社会的能力の形成を促すため、挨拶の励行等、基本的なコミュニケーション能力の形成に向けた支援や地域の事業所での職場見学、ボランティア活動等を行う。

c 就労自立に関する支援

就労に向けた技法や知識の習得等を促すため、実際の職場での就労体験の機会の提供やビジネスマナー講習、キャリア・コンサルティング、模擬面接、履歴書の作成訓練等を行う。

d 上記 a～c に関する支援は、e に基づき、利用者の状況に応じて行うこと。

e 支援を実施するに当たっては、支援を効果的・効率的に実施するため、対象者ごとに抱える課題や目標、支援の具体的内容を設定すること。

また、対象者の状況や支援の実施状況について定期的に評価を行い、必要に応じて目標や支援内容の見直しを行うこと。

（イ）生活困窮者等の就農訓練事業

「（ア）一般事業」に定める支援を踏まえ、農業に関する基本的な知識を身につけるための基礎的研修と農業を含めた就労支援等を実施する就農訓練を実施すること。

（ウ）福祉専門職との連携支援事業

「（ア）一般事業」に定める支援を、福祉専門職が被保護者就労準備支援担当者と連携して実施すること。支援の実施にあたっては、特に次の事業内容について配慮すること。

a 対象者に対する適切なアセスメント

対象者が解決すべき課題の把握・分析、課題解決に向けた支援計画（被保護者就労準備支援シート）の作成、支援内容の評価、評価を踏まえた支援計画の変更等

b 支援におけるバックアップ

被保護者就労準備支援担当者に対する専門的な知見に基づく技術的な指導・助言、対象者が継続して就労準備支援を受けられるように心身の健康状態の把握や信頼関係の構築 等

(エ) 被保護者就労準備支援推進員の配置

広域実施による効率的・効果的な取組を推進することを目的として、被保護者就労準備支援推進員を広域による事業実施を行う自治体に配置し、被保護者就労準備支援事業における都道府県内等の地域資源や支援効果等の分析、支援方法の調査・研究を行い、広域実施による効率的・効果的な取組を推進する。

(オ) 地域におけるアウトリーチ支援等推進事業

ひきこもりや中高年齢者等のうち、直ちに一般就労を目指すことが難しく、家族や友人、地域住民等との関係が希薄な者を支援するために、訪問支援（アウトリーチ等）による早期からの継続的な個別支援を重点的に実施するとともに、地域において対象者が馴染みやすい就労体験先を開拓・マッチングする取組を行う。

エ 実施期間

対象者に対する支援は、原則として1年を超えない期間で行うものとする。ただし、保護の実施機関の判断により、改めて本事業を利用することが適当と判断されたときは、1年の利用期間を終えてからの事業の再利用が可能である。

また、支援の結果、就職をした場合には、原則として、本事業の利用は終了することとなるが、保護の実施機関が当該事業への継続した参加が適当と判断した場合には引き続き支援を継続して差し支えない。

オ 留意事項

(ア) 本事業の実施に当たっては、自立支援プログラムに位置づけた上で、就労支援プログラムを策定すること。

(イ) 就労体験の利用者は、労働者性がないと認められる限りにおいて労働基準関係法令の適用対象外となるが、安全衛生面、災害補償面については、一般労働者の取扱いも踏まえた適切な配慮が必要であること。特に、災害補償面については、利用者が就労体験中に被災した場合に備え、適切な保険に加入すること。

(ウ) 工賃や交通費など本人に対する手当は事業費から支出しないこと。

(エ) 本事業の実施に当たっては、別途通知する「被保護者就労準備支援事業（一般事業分）の実施について」（平成27年4月9日付社援保発0409第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）、「被保護者就労準備支援事業及び就労準備支援事業における生活困窮者等の就農訓練事業の実施について」（平成28年3月31日付社援保発0331第18号、社援地発0331第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知、地域福祉課長通知）及び「被保護者就労準備支援事業及び就労準備支援事業における福祉専門職との連携支援事業の実施について」（平成29年3月27日付社援保発0327第1号、社援地発0327第2号厚生労働省社会・

援護局保護課長通知、地域福祉課長通知)、「地域におけるアウトリーチ支援等推進事業の実施について」(平成30年3月29日付社援保発0329第3号、社援地発0329第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知、地域福祉課長通知)を参照すること。

(2) 居住不安定者等居宅生活移行支援事業

ア 実施主体

本事業の実施主体は、次のいずれかによるものとする。

(ア) 直接補助として行う場合

この場合の実施主体は、都道府県、市(特別区を含む。)及び福祉事務所を設置する町村(以下「都道府県等」という。)とする。

また、本事業の全部又は一部を適切な運営が確保できると認める社会福祉協議会、社会福祉法人、特定非営利活動法人等の民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。

(イ) 間接補助として行う場合

この場合の実施主体は、都道府県等が本事業の適切な運営が確保できるものとして認める社会福祉協議会、社会福祉法人、特定非営利活動法人等の団体とする。

イ 実施内容

本事業の内容は以下のとおりとする。なお、連携・協力して実施する事業者との関係において、以下の事業内容のうち一部のみ選択的に実施することも差し支えないものであること。

(ア) 居宅移行に向けた相談支援

生活困窮者及び生活保護受給者に対して、居宅生活に移行すること及び移行後の転居先となる住宅に関して、希望や意向を聴取するとともに、転居先候補の紹介や不動産業者への同行、契約手続き等に関する助言等の居宅生活の移行に向けた相談支援を行う。

(イ) 居宅生活移行後に安定した生活を継続するための定着支援

居宅生活に移行した者に対して、居宅生活を送る上での困りごと等に関する相談や緊急時の連絡への対応を行うほか、定期的な巡回や電話により、食事や洗濯、掃除、ゴミ出し等の生活状況及び公共料金等の支払い状況の確認並びに必要な応じた助言等を実施する。

(ウ) 入居しやすい住宅の確保等に向けた取組

① 居住支援法人を活用した不動産業者との調整による転居先の開拓、セーフティネット住宅を含む連帯保証人を設けることを入居条件としないなどの生活困窮者等が入居しやすい住宅のリスト化等の転居先候補となる住宅の確保に向けた取組

② 居住支援協議会、地方公共団体の住宅部局、宅地建物取引業者、介護サービス事業者等の関係機関との連絡調整体制の構築及び支援を行う専門職員を育成するための研修やアドバイザー派遣の実施等

ウ 支援対象期間

個々の支援対象者への支援対象期間については、概ね下記の期間を目途とすること。

(ア) 居宅移行に向けた相談支援：支援開始から概ね 6 か月間

(イ) 居宅生活移行後の定着支援：転居後 1 年間

エ 留意事項

(ア) 本事業の実施に当たっては「居住不安定者等居宅生活移行支援事業の実施について」(令和 3 年 3 月 3 0 日付社援保発 0 3 3 0 第 4 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)を参照すること。

(イ) 居宅生活への移行支援又は居宅生活後の定着支援を行うにあたっては、対象者毎に居宅生活移行又は居宅生活の継続に向けた課題等を把握するとともに、本人の希望、意向等を踏まえた支援計画を作成するなどにより、計画的に支援を実施すること。

なお、居宅生活への移行支援にあたっては、居住の安定確保の観点から、住宅扶助の代理納付や生活困窮者自立支援法における生活困窮者住居確保給付金等の仕組みを有効的に活用すること。

(ウ) 支援の実施にあたっては、適宜、相談支援員及び担当ケースワーカーとのケース会議や生活困窮者自立支援法に基づく支援会議等の活用により包括的支援を行うほか、支援の状況についてこれらの者に対して報告を行うなどにより、連携を密にして支援を行うこと。

(エ) 事業者に事業実施を委託又は補助する場合、委託又補助先の選定に際しては、当該事業者の支援実績等を踏まえて、適切に事業を実施できると認められる事業者を選定することとする。

(オ) 無料低額宿泊所を運営する事業者や生活困窮者自立支援法に基づく一時生活支援事業等を受託する事業者に事業を委託する場合、当該委託業務については、無料低額宿泊所の運営に係る管理業務や入居者の状況把握、食事の提供等の業務とは区分して実施される必要があること。

無料低額宿泊所の職員が、無料低額宿泊所及び一時生活支援事業等に係る業務の提供時間外において居宅生活移行等に向けた支援を実施することを妨げるものではないが、その場合、本事業の委託費相当分については、利用者から受領する利用料や一時生活支援事業等の算定根拠から除くなど、費用の重複が生じないようにすること。

(3) 被保護者家計改善支援事業

ア 実施主体

実施主体は、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）とする。ただし、本事業を適切、公正、中立かつ効果的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人その他の都道府県等が適当と認める民間団体に本事業の事務の全部又は一部を委託することができる。

イ 事業内容

(ア) 家計に関する課題を抱える世帯への家計改善支援

原則、「生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について」(平成 27 年 3 月 6 日付け社援地発 0306 第 1 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知)の別紙「4. 家計改善支援事業の手引き(別添 4)」等で示されている、生活困窮者自立支援法に基づく家計改善支援事業と同等の内容とするが、被保護者家計改善支援については以下の点に留意すること。

なお、生活困窮者自立支援法に基づく家計改善支援事業と一体的に実施すること。ただし、一体的に実施することが難しい場合は、単独での実施も可能とするが、相談支援に従事する者は、以下の事業内容を適切に実施できる者であって、厚生労働省が実施する家計改善支援事業従事者養成研修を修了した者が望ましい。

a キャッシュフロー表、家計計画表、家計再生プラン等の作成

家計表やキャッシュフロー表等を活用することにより、相談者の家計を「見える化」し、家計に関する問題を分かりやすくしたり、生活の再生の目標を具体的に捉えやすくする支援を行うこと。

またこれらの帳票を活用しながら、家計の現状や見通しを具体的に示しながら、相談者自身の家計に対する理解を深め、本人が自ら家計管理をしていく能力を身に付けられるようにすること。

必要に応じて医療費の自己負担や社会保険料の発生など保護廃止後の生活を見据えたものを作成すること。

b 預貯金

生活保護費のやりくりによって生じた預貯金については、使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められる場合、活用すべき資産には当たらないものとして保有を容認するとしているので、使用目的等を予め調整すること。

c 各種給付制度等の利用に向けた支援

支援を実施する中で活用可能な給付金制度があることが明らかになった場合には、福祉事務所に報告すること。また、就労による収入増が望まれる場合等については、本人の同意を得た上で、被保護者就労支援事業と連携した支援を行うなど、効果的な支援の実施に努めること。

d 貸付資金

貸付金のうち、当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額の償還金については、その他の必要経費として収入認定の対象外となるので、貸付利用のあっせんの際は福祉事務所に相談すること。

(イ) 大学等への進学を検討している高校生等のいる世帯への家計改善支援

大学等への進学費用等に関する相談や助言として、以下に掲げるような支援を実施する。

(支援例)

- ・ 希望する進路の把握、生活保護制度における進学資金等の準備

についての説明

- ・ 希望進路への進学に要する費用に関する相談・助言
 - ・ 利用可能な奨学金や貸付の紹介
 - ・ 奨学金等の申請に向けた支援
 - ・ 子どもの大学等への進学に伴って変更される出身世帯の保護費に関する説明
 - ・ 家計改善支援機関による支援
 - ・ その他大学等への進学に当たって必要な支援や相談への対応
- なお、家計改善支援機関による支援を実施する場合、(ア)の方法により実施すること。

ウ 留意事項

- (ア) 本事業の実施に当たっては、自立支援プログラムに位置づけること。
- (イ) 本事業の実施に当たっては、「被保護者家計改善支援事業の実施について」(平成30年3月30日付社援保発0330第12号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)を参照すること。

(4) 関係職員等研修・啓発事業

ア 実施主体

実施主体は、都道府県、市(特別区を含む。)及び福祉事務所を設置する町村とする。

イ 事業内容

所内研修の実施や国が認める各種研修会への参加等により、生活保護関係職員の資質向上を図る。

(5) 個別支援プログラム実施事業

ア 実施主体

実施主体は、都道府県、市(特別区を含む。)及び福祉事務所を設置する町村(以下「都道府県等」という。)とする。ただし、本事業を適切、公正、中立かつ効果的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人その他の都道府県等が適当と認める民間団体に本事業の事務の全部又は一部を委託することができる。

イ 事業内容

自立支援プログラムにおいて個別支援プログラムを整備し実施する((1)・(3)の事業、被保護者就労支援事業及び社会的な居場所づくり支援事業を除く。)